

令和3年5月7日

訪問介護事業所 管理者 様

竹内 康眞

令和3年4月5日付け介護保険最新情報 Vol. 963 問6において、自宅から新型コロナワクチン接種の接種会場まで移動する手段として、身体介護（通院・外出介助）の算定が認められています。接種会場内での訪問介護の算定については、「訪問介護における院内介助の取扱いについて（平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）」等に基づき、下記のとおり取り扱うこととしましたので、よろしくお願いいたします。

1 接種会場内で訪問介護を算定する場合の要件

【利用者が介助を必要とする心身の状態である場合の例】

- ・会場内の移動に介助が必要な場合
 - ・認知症その他のため見守りが必要な場合
 - ・排泄介助を必要とする場合
- 等

原則として通院・外出介助における単なる待ち時間は、身体介護の算定はできませんが、今回の新型コロナワクチン接種については、会場内の付き添いかつ接種前及び接種後の健康状態の確認も含めた見守りを、身体介護として算定可能な「自立生活支援のための見守りの援助」として取扱うこととします。

なお、居宅以外で行われる訪問介護については、居宅において行われる目的地（会場）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に限り認められるため、会場内の付き添い行為だけをもってして算定することはできませんので、ご注意ください。

1 及び 2 に沿って算定する場合には、居宅サービス計画の週間サービス計画表、居宅介護支援経過やサービス利用票等に係るサービス内容の記載を見直してください。利用者の同意については、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書（署名等）はサ

ービス提供後に得ることで差し支えありません。

4 その他

- (1) 個別接種会場（医療機関）において、医療機関のスタッフにより院内介助が行われる場合は、会場内の時間は訪問介護による算定はできません。
- (2) 家族等の支援が受けられないか充分検討したうえで訪問介護の必要性を判断してください。
- (3) 総合事業（訪問型サービス）についても同様の取扱いとします。
- (4) 家族やヘルパー等の介助者も集団接種会場内への入場が可能です。

5 問い合わせ先

- (1) 介護報酬算定に関する問い合わせ（本通知に関する問い合わせ）
三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係
電話：0422-45-1151（内線 2684～2686）
- (2) ワクチン接種の予約、接種券、接種会場などに関すること
三鷹市新型コロナワクチン接種コールセンター
電話：0570-026-567

三鷹市の新型コロナワクチン接種に関するお知らせは、三鷹市ホームページをご覧ください。